

空港法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）の施行に伴い、空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）について所要の規定の整理を行うものとする。 （本則関係）

第二 この政令は、一部の規定を除き、航空法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月一日）から施行するものとする。 （附則関係）